## パキスタン航空労組組合員のパワハラ・賃金未払い裁判が和解

パワハラや賃金カットによって不利益を受けたとして、パキスタン航空労組組合員が未払い賃金の支給と慰謝料などを求めていた裁判が5月18日、東京地裁で和解が成立しました。訴えていた大野さんは「嫌がらせを受けましたが、会社が反省し不利益がなくなり和解が成立しました。みなさんのご支援に感謝申し上げます」と語りました。

成田空港で働く大野さんは、2013年の人員削減で業務量が大幅に増加。残業で業務をこなしていました。加えて2014年5月には、貨物業務を行う社員の退職に伴い同業務も指示されました。しかし、会社に残業に伴う時間外割増賃金の支給を求めても支払われず、やむなく成田労基署に割増賃金未払い違反として申告。その後嫌がらせが始まりました。

申告後は、割増賃金が支払われないうえに定期昇給や賞与は 50%カットされました。その後会社から「旅客業務と貨物業務を適切に遂行していない」との警告書が発行され、毎週水曜日に東京支社貨物業務(都内)に就くよう命令されます。しかし成田 都内の交通費は支給されませんでした。さらに会社は、成田空港内で働くために必要な I D カードを取り上げる一方、空港内の車両修理の見積もりをするよう指示するなど、数多くの嫌がらせをしました。

大野さんは「会社の嫌がらせは許すことはできない。経済的なダメージを受け生活も厳しい。会社にはきちんと賃金を払ってもらいたい。何としても正したい」と、2017年4月に東京地裁に未払い賃金の支給と慰謝料を求め提訴。提訴後、パキスタン航空では日本支社長が交代し、新支社長のもとで労使の話し合いが進められ、今回の和解に至りました。

大野さんは、「この間のご支援いただきました皆さんにお礼申し上げます。ありがとう ございました」と、和解解決の喜びを語っています。